

答 申 第 7 9 号
(諮 問 第 8 0 号)

令和元年（2019 年） 8 月 7 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 31 年（2019 年） 4 月 8 日付け鎌総第 57 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）10 月 2 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成 30 年 3 月 15 日付不動産調査報告書 鎌倉市〔深沢地区〕中武不動産鑑定株式会社」に対して実施機関鎌倉市長が平成 30 年（2018 年）10 月 16 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）10 月 2 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 30 年 3 月 15 日付不動産調査報告書 鎌倉市〔深沢地区〕中武不動産鑑定株式会社」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）10 月 16 日付け鎌倉市指令深地第 32 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）10 月 18 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、条例第 6 条第 3 号及び第 4 号該当部分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）10 月 18 日付けで提出した審査請求書、同年 11 月 12 日付けで提出した反論書、平成 31 年（2019 年）4 月 15 日付けで提出した意見書、同年 5 月 15 日付けで提出した意見書及び同年 6 月 24 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 想定される用途地域は、公法上の規制である上に、重要事項説明項目でもあり、「混乱を招くおそれがあるため」は処分庁の独自の見解にすぎない。

イ 不動産調査報告書は、国家資格者である不動産鑑定業者がその資格と責任において客観的事実及び情報に基づき適正な時価を評価したものであり、開示しても事業の公正又は円滑な執行を妨げるおそれがあるとは言えない。また、報告書は市議会議員や市民にとって関心のある事柄であり、透明性の確保が求められており、公開によってもたらされる利益を十分配慮する必要があることから、開示すべきである。

ウ 不動産調査報告書は、平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託成果品の中に含まれているところ、当該成果品の中に「事業フレームの作成」項目があり、収支想定試算が行われている。その根拠となる一次情報を開示しないことは、事業フレーム収支について、市民が検証することができず不当である。

エ 実施機関が本件請求対象文書のどの部分をどのような根拠で非公開にしたのかが明らかでなく、理由付記の要件を満たさない違法な処分である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 30 年（2018 年）11 月 6 日付けで提出された弁明書及び令和元年（2019 年）6 月 24 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 想定される用途地域は、確定したものではなく、土地の価格等に影響を与える要素であり、未確定の段階で公開することで市民に不正確な理解を与えて混乱を招くおそれや、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあることから、条例第 6 条第 3 号に該当する。
- (2) 不動産鑑定評価額は、公開することにより、土地区画整理事業の地権者交渉が難航するなど事業計画のスケジュールに影響を及ぼす可能性があり、また土地区画整理事業の資金計画に影響を及ぼすことから、条例第 6 条第 4 号イに該当する。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関に係る土地区画整理事業に伴い、不動産の調査を委託した業者から提出された不動産調査報告書である。

本件対象文書について、実施機関は条例第6条第2号、第3号及び第4号に該当するものとして一部公開決定を行っているが、同条第2号の該当性については、審査請求人はこれを争わない。そこで、本件対象文書について同条第3号及び第4号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関（中略）内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、当該土地区画整理事業の計画区域内に、想定される土地利用の用途を含む公法上の規制内容が記載されていた。これらは未成熟な検討段階の情報であり、公開することにより、あたかも確定した情報であるかのような印象を与え、市民に無用な混乱を招くおそれがあると認められる。したがって、このような未成熟な情報を現時点において公開することは、市民に不正確な理解や誤解を与えたとの実施機関の主張には理由がある。

よって、条例第6条第3号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第6条第4号イ該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に

掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、「次に掲げるおそれ」としてアからオまでの5つをあげているが、イとして「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国（中略）の財産上利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を定めている。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、土地区画整理事業区域内の不動産鑑定評価額に係る内容が含まれていた。これらの情報については、公開されると、事業区域内の地権者の所有する土地に対する評価に影響を及ぼし、地権者との今後の交渉が困難になることが予想される。また、土地区画整理事業により生じる保留地の購入希望者が土地の価格を容易に推測できるようになることから、今後の用地の売却交渉が難航するなど、実施機関の財産上の利益を害するおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第4号イに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

非公開に係る理由の記載については、条例第10条第2項が、「公開決定等の内容が公開請求に係る行政文書の全部を公開するとき以外は、その理由を併せて通知しなければならない。」としている。行政文書の非公開決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。

本件処分においては、情報公開請求者から見て、具体的にどの部分が条例第6条第3号又は第4号に該当するかを知ることが困難なものといわざるを得ない。

理由付記の方法、程度は個別の事案ごとに検討を要するものであ

る。そのため、今後、情報公開請求対象文書として特定された文書において、どの情報が非公開理由のうちどの要件に該当するのかについて、事案に則した適宜の方法により、情報公開請求者が理解し得る程度の理由を具体的に付記することを求めるものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日			内 容
H	3 0 / 1 0 /	2	行政文書公開請求書が提出される
	1 0 / 1 6		行政文書一部公開決定
	1 0 / 1 8		審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
	1 1 /	6	処分庁が審査庁に弁明書を提出
	1 1 / 1 2		審査請求人が審査庁に反論書を提出
3 1	3 /	5	口頭意見陳述を実施
	4 /	8	審査会に対し諮問
	4 / 1 5		審査請求人が審査会に意見書を提出
R	1 /	5 / 1 5	審査請求人が審査会に追加意見書を提出
	6 / 2 4		第 108 回審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述） （実施機関からの口頭による決定理由説明）
	7 / 2 9		第 109 回審査会で審議
	8 /	7	答申（答申第 79 号）